

第4部 計画の推進体制

1

計画推進に向けた基本的取組方針

1 計画の周知

本計画の推進に当たっては、行政、市民、サービス提供事業所等の関係機関が連携・協働しながら取り組むことが重要です。そのため、広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画に基づく事業の実施内容について広く周知を図ります。

また、あらゆる機会を通して、障がいのある人やその家族、関係者等からの意見やニーズを把握し、施策への反映を図ります。

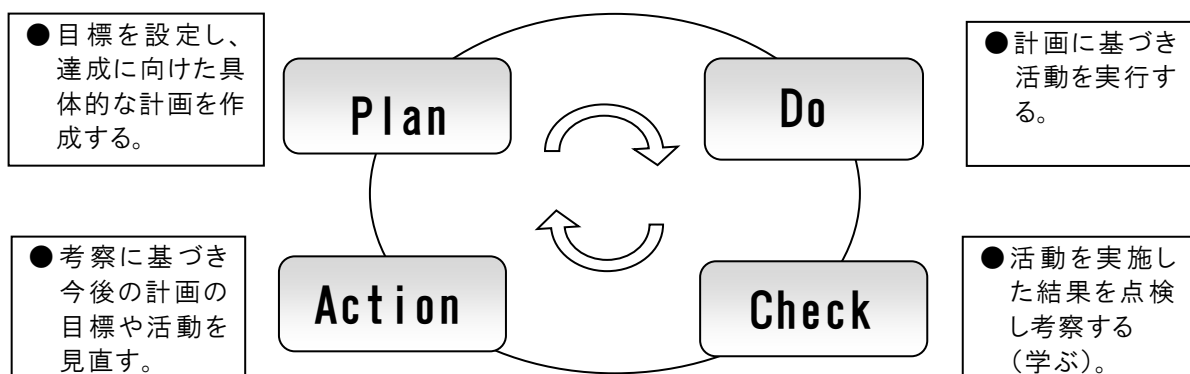
2 庁内推進体制の充実

障がい者福祉に係る取組は、障がいへの理解促進に向けた啓発活動をはじめ、福祉サービスの提供などのほか、医療・保健、学校教育や生涯学習、労働など庁内の多様な事業分野と関わりがあります。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携を図りながら、分野横断的に様々な取組を進めていきます。

3 計画の進行管理

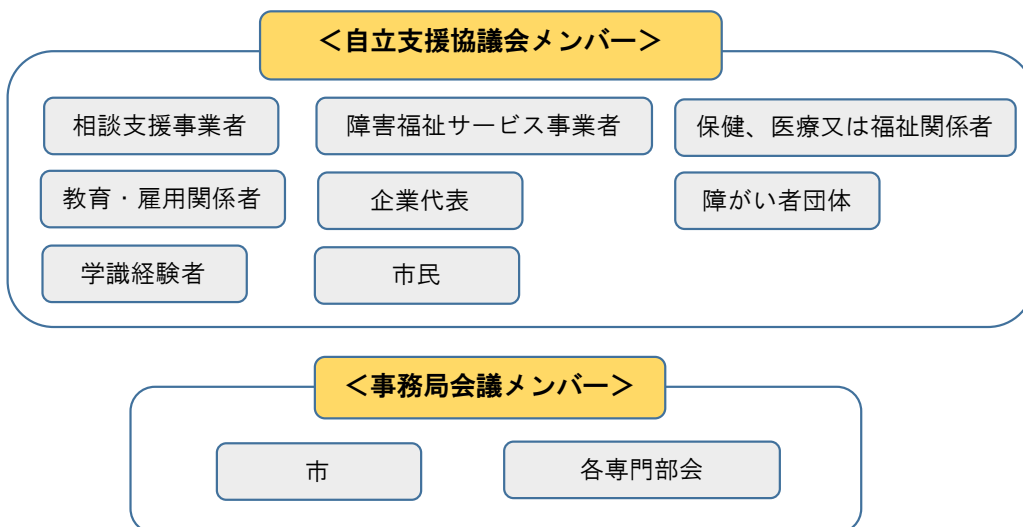
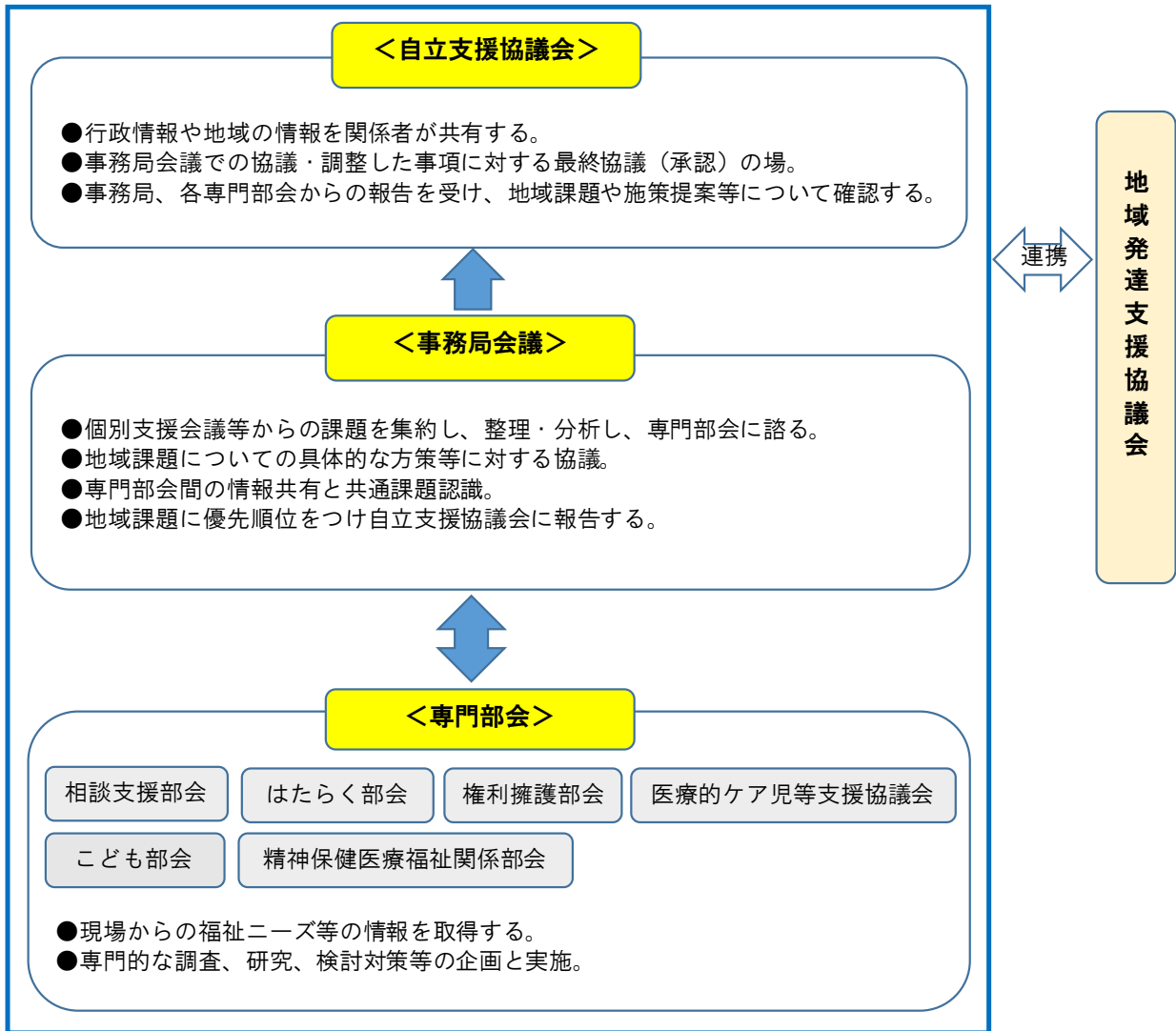
障がい者福祉につながる施策を着実に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCA）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次期施策に生かすための改善策を図ります。

■ PDCAサイクルのイメージ ■



4 地域自立支援協議会との連携

計画の着実な実施に向けて、新居浜市障がい者自立支援協議会及び専門部会の活動を中心に、関係団体・機関との連携をさらに強化し、地域ネットワークづくりや市内の社会資源等について検討します。



■新居浜市障がい者自立支援協議会 設置要綱■

(設置)

第1条 障がい者等相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉の円滑な推進と障がい福祉計画の策定等のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、中核的な役割を果たす協議の場として、新居浜市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 障がい福祉計画の策定等に関すること。
- (2) 障がい者相談支援事業に関すること。
- (3) 障がい福祉に関するシステムづくりに関すること。
- (4) その他障がい者施策に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって構成する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、医療又は福祉関係者
- (4) 教育又は雇用関係機関を代表する者
- (5) 企業を代表する者
- (6) 障がい者関係団体を代表する者
- (7) 学識経験者
- (8) 公募委員

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

■新居浜市障がい者自立支援協議会 委員名簿■

令和5年4月1日現在（任期：令和4年12月1日～令和6年11月30日）

選出区分	氏名	所属
相談支援事業者	こうかみ だいすけ 鴻上 大介	相談支援部会
障害福祉 サービス事業者	ほんだ ちさと 本多 知里	権利擁護部会
	すがわら まなぶ 菅原 学	はたらく部会
	すみとも ひろみ 住友 裕美	精神保健医療福祉関係部会
	あけち みか 明智 美香	こども部会
保健、医療 又は福祉関係者	たけもと こうじ 竹本 幸司	新居浜市医師会
	なりまつ じゅんこ 成松 順子	東予地方局健康福祉環境部 健康増進課
	さかい あやか 坂井 彩加	新居浜市保健センター
	たなべ みえ 田那部 三枝	新居浜市社会福祉協議会
	やまうち よしこ 山内 欣子	新居浜市訪問介護事業所職員連絡会
教育、又は 雇用関係者	いしかわ つよし 石川 剛	県立新居浜特別支援学校
	しげまつ ほのか 重松 ほのか	新居浜公共職業安定所
企業代表	よしむら たかよ 吉村 卓代	新居浜商工会議所
障害者団体	かまくら そういち 鎌倉 荘一	新居浜市心身障害者（児） 団体連合会
	ふじた としひこ 藤田 敏彦	新居浜市心身障害者（児） 団体連合会
学識経験者	きたなか りつこ 北中 律子	新居浜市民生児童委員協議会
	やまもと たけし 山本 豪	権利擁護センターぱあとなあ愛媛
市 民	やまもと はるみ 山本 晴美	公募により

新居浜市
第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

発行日：令和6年3月

編集・発行：新居浜市 福祉部 地域福祉課
〒792-8585

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話：0897-65-1237 FAX：0897-37-3844

電子メール：chiifuku@city.niihama.lg.jp